鳥栖市空家等対策計画の策定について

● 計画策定の根拠

◇ 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定に基づき策定します。

(空家等対策計画)

- 第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を 定めることができる。
- ◇ 計画策定は、鳥栖市空家等対策協議会条例(平成29年条例第4号。)第2条第1項第1号の規定に基づき協議会で協議します。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

計画に定める事項

- ◇ 法第6条第2項の規定に基づき定めます。
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

計画策定プロセス

- ◇ 平成29年5月から平成30年2月までに、鳥栖市空家等対策協議会を4回開催予定。
- ◇ 平成30年3月までに、計画を取りまとめ議会へ報告するとともに公表予定。